

## 千曲川下流域地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの主な修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載																
1	I 計画の大綱				大綱部分のデータ(図表等)を最新のものに時点修正																	
2	I 計画の大綱	第1概況 3森林・林業の 現状と課題	(2)民有林の森林資源	3	課題の( )書き部分を「適切な」主伐と「確実な」更新の推進としたらどうか。	課題 ・ 齢級の平準化(適切な主伐と確実な更新の推進)																
3	I 計画の大綱	第1概況 3森林・林業の 現状と課題	(9)素材生産、製材品の出荷	5	課題の成熟期を迎える森林資源の活用は現状を踏まえると「迎えた」ではないか。	課題 ・ 成熟期を迎えた森林資源の活用																
4	I 計画の大綱	第3基本的な 考え方 2木を活かした 力強い産業づくり	(2)信州の木の利用 促進	14	塩尻市のFパワー施設への距離等を勘案して記載内容を見直してはどうか。	ア 原木安定供給体制の確立 木材の生産から利用に至る関係者が連携し、安定供給や利活用の仕組みづくりを進める。 また、塩尻市の集中型加工施設・木質バイオマス発電施設への製材用原木や発電用未利用材の安定供給について、サプライチェーンセンター等による需給調整を図る。																
5	I 計画の大綱	第3基本的な 考え方 3森林を支える 豊かな地域づくり	(1)森林の適正な管理の推進	14	森林経営管理経営法の施行は平成31年4月であるため修正されたい。	現に経営管理が行われていない森林については、令和元年度から始まった、市町村が仲介となり森林所有者と森林組合や事業体を繋ぐ仕組みである「森林経営管理制度」の活用を検討することとする。																
6	II 計画事項	第2森林の整備 保全方針 4計画期間に おいて到達 し、かつ、保持 すべき森林資源 の状態等		28	計画期末の計画量を全国森林計画に沿う形で設定してはどうか。	現行:増減なし  過去の複層林化の実績も踏まえ、必要量を設定しました。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成単層林</td> <td>53,296ha</td> <td>→ 53,231ha</td> <td>-65ha</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>343ha</td> <td>→ 408ha</td> <td>+65ha</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>72,988ha</td> <td>→ 72,928ha</td> <td>0ha</td> </tr> </tbody> </table>		現況	計画期末	増減	育成単層林	53,296ha	→ 53,231ha	-65ha	育成複層林	343ha	→ 408ha	+65ha	天然生林	72,988ha	→ 72,928ha	0ha
	現況	計画期末	増減																			
育成単層林	53,296ha	→ 53,231ha	-65ha																			
育成複層林	343ha	→ 408ha	+65ha																			
天然生林	72,988ha	→ 72,928ha	0ha																			

## 千曲川下流地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの主な修正箇所一覧表

番号	項目	頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載	
7	II 計画事項 第3森林整備 2造林		(1)人工造林 ②人工造林の対象 樹種及び植栽本数	33	花粉発生源対策の強化に関し、「なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとする。」と追記してはどうか。 (全国森林計画において、花粉発生源対策の強化について追加された)	造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。 なお、植栽する樹種の選定にあたっては、事業対象地域に分布、生育する樹種は、土壌条件や傾斜、水分状況等により植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。適地適木の前提に従って、それぞれの環境に適合する樹種を選定することとします。 また、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとします。
8	II 計画事項 第3森林整備 2造林		(1)人工造林 ④伐採跡地の人工 造林をすべき期間	34	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についての、伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針を追記されたい。	(記載なし 表のみ)  (以下を追記) 森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。
9	II 計画事項 第4森林の保全 4森林病虫害の 駆除及び予防 その他の森林の 保護		(2)鳥獣対策の方針	73	大綱で「被害の大半がツキノワグマによる立木の皮剥となっている」と記載されていることから、テープ巻きなどの森林被害への対策を記載してはどうか。	市町村は、地域振興局、猟友会支部、警察署、クマ対策員、鳥獣保護管理員等関係者と連携し、住宅地等へのツキノワグマの出没等緊急時の出動態勢を整備し、人身被害の回避等住民の安全確保に努める。 ① 市町村は、地域振興局、猟友会支部、警察署、クマ対策員、鳥獣保護管理員等関係者と連携し、住宅地等へのツキノワグマの出没等緊急時の出動態勢を整備し、人身被害の回避等住民の安全確保に努める。 ② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻・ネット巻を実施する。